

# 令和4年第11回農業委員会総会会議録

令和4年第11回船橋市農業委員会総会を令和4年11月7日午後3時00分船橋市役所6階602会議室に招集する。

## 出席委員

### 農業委員（12人）

小川 晃      織戸 孝      神山 茂樹      湯浅 清春      石山 幸男      土橋 博之  
藤城 孝義      石井 俊郎      齋藤 教子      豊田 豊      金子 一雄      岡庭 一美

### 農地利用最適化推進委員（2人）

木村 幸男      伊藤 栄一

## 欠席委員（2人）

菊池 眞夫      高橋 光一

議長	それでは、出席委員数が定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第11回農業委員会総会を開催いたします。 なお、菊池眞夫委員、高橋光一委員から欠席の連絡が入っております。
局長	事務局、傍聴人はおりますか。ある場合は、傍聴人の入室を許可します。
議長	傍聴人はおりません。
議長	それでは、まず、議事録署名人でございますが、議長が指名するものとしてよろしいでしょうか。 （「はい」の声あり）
議長	それでは、指名いたします。 6番、石山幸男委員と、12番、豊田豊委員の両名にお願いいたします。

それでは、お配りしてございます議案書の順序に従い、審議に入ります。

局長。

局長 農地利用最適化推進委員の辞任に係る農業委員会の同意について、議案第1号を上程いたします。

議長 本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局 議案第1号は、農地利用最適化推進委員の辞任に係る農業委員会の同意についてでございます。議案書は2ページです。

本件につきましては、令和4年10月21日付で、石神啓二農地利用最適化推進委員から、体調不良に伴う一身上の都合により、農地利用最適化推進委員としての職責を十分に果たせなくなることから、農業委員会会長に対し、辞職願が提出されたものでございます。

農地利用最適化推進委員の辞任につきましては、農業委員会等に関する法律第23条により、「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる」と規定されております。よって、当該委員の辞任について、農業委員会として同意をいただきたく、お諮りするものです。

なお、本議案に同意いただいた場合、石神啓二農地利用最適化推進委員は、議決日である本日令和4年11月7日付にて辞任となることを申し添えます。

以上でございます。

議長 ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、石神農地利用最適化推進委員の辞任に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、同意することに決しました。

局長。

局長 農地法第3条許可申請について、議案第2号の1から3を上程いたします。

議長

織戸審査班長

本議案につきまして、織戸審査班長の報告を求めます。

それでは、今月1日、藤城孝義委員、木村幸男推進委員とともに審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。

議案書2ページ、地図1から2ページをご覧ください。

2号議案の1から2につきましては関連議案でありますので、一括説明いたします。

飯山満町に在住の譲渡人並びに譲受人が、当該地を相互に交換により取得し、農業経営の安定を図るものです。

2号議案の1の譲受人の経営面積は、約69アール、農業従事者は4名、世帯従事日数は330日、農機具も一式保有しております。

2号議案の2の譲受人の経営面積は、約58アール、農業従事者は1名、世帯従事日数は200日、農機具も一式保有しております。

議案書3ページ、地図3から4ページをご覧ください。

2号議案の3につきましては、金杉に在住の譲渡人が、隣接する当該農地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

経営面積は、約181アールで、農業従事者は2名、世帯従事日数は570日、農機具を一式保有しております。

以上、3議案につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、許可すべきものと思われま

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可とすることに決しました。

局長。

局長

農地法第3条許可申請について、議案第2号の4を上程いたします。

- 議長  
石井審査班長
- 本議案につきまして、石井審査班長の報告を求めます。
- それでは、今月1日、湯浅清春委員、伊藤栄一推進委員とともに審査をいたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。  
議案書3ページ、地図5から6ページをご覧ください。
- 2号議案の4につきましては、白井市に在住の譲受人が、当該農地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。  
経営面積は、約160アール、農業従事者は5名、世帯従事日数は1,280日、農機具を一式保有しております。
- 以上、本議案につきましては、農業法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、許可するべきものと思われる。
- 議長
- ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。
- （「異議なし」の声あり）
- 議長
- 異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。
- 本議案につきまして、審査報告のとおり許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- 全員一致であります。よって許可とすることに決しました。
- 局長。
- 局長
- 農地法第4条許可申請について、議案第3号の1を上程いたします。
- 議長
- 本議案につきまして、織戸審査班長の報告を求めます。
- 織戸審査班長
- それでは、引き続き、審査班としての所見を申し上げます。  
議案書4ページ、地図7から9ページをご覧ください。
- 3号議案の1につきましては、高根町に在住の申請人が、市内でリフォーム業を営む法人からの要望を受けて、資材置場として整備し貸し出すものです。
- 現地は田で、隣接地は田、用悪水路及び道路となっており、周囲は安全鋼板を施工、雨水については砕石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われる。

また、隣接農地所有者へは説明済です。

資力については、残高証明書にて確認済であり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性のある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、本議案につきましては、許可相当と思われます。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長。

局長

農地法第5条許可申請について、議案第4号の1から3を上程いたします。

議長

本議案につきまして、石井審査班長の報告を求めます。

石井審査班長

それでは、引き続き、審査班としての所見を申し上げます。

議案書5ページ、地図10から12ページをご覧ください。

4号議案の1から2につきましては、関連議案でありますので、一括説明いたします。

4号議案の1から2につきましては、市内で給排水・空調等建設工事業を営む譲受人が、既存の資材置場が手狭なため、当該地を取得し、資材置場及び進入路として整備するものです。

当該地は、申請人が平成18年に相続する以前から砕石が敷かれており、違反転用に当たるため、始末書が添付されています。

現地は田で、隣接地は田、宅地、雑種地、転用済で現況雑種地の田及び現況河川の田となっており、周囲はネットフェンスを施工、雨水については、砕石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

資力については、残高証明書で確認済です。また、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

議案書5ページ、地図13から15ページをご覧ください。

4号議案の3につきましては、運送業を営む会社の取締役である譲渡人が、既存の車両置場を手放すことに伴い、当該地を車両置場として整備し、会社に貸し出すものです。

現地は畑で、隣接地は畑、宅地及び現況道路の畑となっており、周囲はブロックを施工、雨水は砕石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われま

す。なお、隣接農地所有者には説明済です。

資力については、残高証明書及び融資証明書で確認済であり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が、水道管・ガス管が埋設されている道路に沿っており、おおむね500メートル以内に千葉県立船橋古和釜高校と特別養護老人ホーム船橋百寿苑の教育施設と社会福祉施設があることから、第3種農地と判断します。

以上、3議案につきましては、許可相当と思われま

議長

す。ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声が出ました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長。

局長

農地法第5条許可申請について、議案第4号の4から5を上程いたします。

議長

本議案につきまして、織戸審査班長の報告を求めます。

織戸審査班長

それでは、引き続き、審査班としての所見を申し上げます。

議案書5ページ、地図16から18ページをご覧ください。

4号議案の4につきましては、リサイクル業を営む譲受人が、隣接の既存資材置場が手狭であるため、当該地を取得し、資材置場として整備するものです。

当該地の一部は、申請人が令和2年に相続する以前より砕石が敷かれており、違反転用に当たるため、始末書が添付されています。

現地は田で、隣接地は雑種地、道路及び用悪水路となっており、周囲はシートパイルを施工、雨水は隣接既存施設内の雨水浸透槽にて処理後、水路へ接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われま

す。なお、隣接に農地はありません。

資力については、預金通帳の写しで確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地在、住宅地や事業用施設、公共・公益的施設が連たんしている区域にあることから、第3種農地と判断します。

議案書6ページ、地図19から21ページをご覧ください。

4号議案の5につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲渡人が当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定建築条件付売買予定地19棟として転用するもので、19棟のうち16棟分が農地となっています。

現地は畑で、隣接地は畑、宅地、雑種地、現況道路の畑及び現況雑種地の畑となっており、周囲はブロックを施工、雨水は雨水浸透貯留槽を設置し、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、それぞれ雨水管へ接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われま

す。また、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して、住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

本申請は「特定建築条件付売買予定地」であり、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

なお、隣接農地所有者への説明が行われており、都市計画法の手続きについては、現在申請中であります。

資力については、全棟を建築する場合に必要な金額を残高証明書及び融資証明書で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、滝不動駅を中心とした半径500メートル以内及び半径1キロメートル以内の宅地化率が40パーセントを超える区域に現地があるので、第2種農地として判断します。

以上、2議案につきましては、許可相当と思われます。

議長 ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。

なければ採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可相当とすることに決しました。

局長。

局長 農地法第5条許可申請について、議案第4号の6を上程いたします。

議長 本議案の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、豊田委員は利害関係者に該当しますので、退室を求めます。

豊田委員退室

議長 それでは、本議案につきまして、石井審査班長の報告を求めます。

石井審査班長 それでは、引き続き、審査班としての所見を申し上げます。

議案書6ページ、地図22から24ページをご覧ください。

4号議案の6につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が、当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、建売分譲住宅6棟として転用するもので、6棟のうち5棟分が農地となっています。

現地は畑で、隣接地は畑、宅地、雑種地、道路及び現況道路の畑となっており、周囲はブロックを施工し、雨水は雨水貯留浸透槽



を設置し、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、それぞれ雨水管に接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われま

す。  
また、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して、住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されてお

ります。  
なお、隣接農地所有者への説明が行われており、都市計画法の手続きについては、現在申請中であります。

資力については、残高証明書にて確認済みであり、信用については、違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が、水道管・ガス管が埋設されている道路に沿っており、おおむね500メートル以内に船橋市立二和小学校と林歯科医院の教育施設と医療施設があることから、第3種農地と判断します。

以上、本議案につきましては、許可相当と思われま

議長

す。  
ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

石山委員。

石山委員

5棟は農地ということが分かりましたが、残りの1棟は現状どのような土地ですか。

湯浅委員

現状は更地です。

議長

ほかにご質問等、ご意見ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

ないようなので、それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を願います。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

豊田委員、入室をお願いします。

\_\_\_\_\_ 豊田委員入室 \_\_\_\_\_

議長

局長。

- 局長  
議長  
石井審査班長
- 農地法第5条許可申請について、議案第4号の7を上程いたします。
- 本議案につきまして、石井審査班長の報告を求めます。
- それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。
- 議案書6ページ、地図25から27ページをご覧ください。
- 4号議案の7につきましては、三咲に在住の申請人が、所有する宅地の隣接に当たる当該地を取得し、宅地として転用するものです。
- 現地は畑で、隣接地は畑、宅地、現況宅地の畑となっており、周囲はブロックを施工、雨水は自然浸透処理とすることから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。
- 隣接農地所有者は譲渡人です。
- 資力については、残高証明書にて確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。
- 農地の区分については、三咲駅を中心とした半径500メートル以内及び半径1キロメートル以内の宅地化率が40パーセントを超える区域に現地があることから、第2種農地と判断します。
- 以上、本議案につきましては、許可相当と思われます。
- 以上です。
- 議長
- ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。
- （「異議なし」の声あり）
- 議長
- 異議なしの声がありました。それでは、採決いたします。
- 本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- 全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。
- 局長。
- 局長
- 農地法に基づく許可を要しない土地の証明願について、議案第5号の1から2を上程いたします。

議長

事務局

本議案につきまして、事務局から説明を願います。

5号議案につきましては、農地法に基づく許可を要しない土地の証明願でございます。

議案書7ページ、地図28から29ページをご覧ください。

5号議案の1につきましては、三咲の畑、面積は76平方メートルであります。

当該地は、昭和39年頃から自宅敷地として一体利用されており、現在に至っております。

20年以上、宅地であった旨の証明として、昭和46年2月6日撮影の航空写真が添付されております。

議案書7ページ、地図30から31ページをご覧ください。

5号議案の2につきましては、二和西の畑3筆、面積は合計571平方メートルであります。

当該地は、平成8年3月6日以前から駐車場として利用されており、現在に至っております。

20年以上、雑種地であった旨の証明として、平成8年3月6日撮影の航空写真が添付されております。

以上、2議案につきましては、農地法の許可を要しない土地と思われま。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、農地法の許可を要しない土地と判断する方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可を要しないと決しました。

局長。

局長

相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、議案第6号を上程いたします。

議長

本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局

議案第6号は、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてでございます。

議案書は8ページです。

議案第6号の1と2は関連議案ですので、一括して説明いたします。

1と2の被相続人は同一人物であり、1の相続人は被相続人の養子、2の相続人は被相続人の長女となります。

1と2につきましては、旭町に在住の被相続人が令和4年8月に死亡したことにより、耕作地11筆、計9,315平方メートルのうち、生産緑地である馬込西の畑2筆、1,999平方メートル及び旭町の畑1筆、690平方メートルのうち、605.4平方メートルについて、それぞれ、相続税の納税猶予を受ける適格者として、証明願の申請がありました。

事務局が調査したところ、現地在農地として利用されており、各申請人から今後も引き続き農業経営を行うことを確認しました。

したがいまして、各申請人は相続税の納税猶予の適格者であると思われま。

以上です。

議長 ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、相続税の納税猶予の適格者と認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって適格者と認定することに決しました。

局長。

局長 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、議案第7号を上程いたします。

議長 本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局 議案第7号は、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願でございます。

議案書は9ページです。

本件につきましては、古作に在住していた農業従事者が令和4年8月27日に死亡したことにより、当該土地所有者の法定相続人4名から、耕作地14筆、計1万1,029平方メートルのうち、生産緑地の指定を受けている11筆、計9,743平方メートルのうち、本郷町の畑2筆、計2,042平方メートルについて、市長に買取り申出を行うため、証明願が提出されました。

事務局による事情聴取、従事日数等の確認及び現地調査を行った結果、買取り申出事由の生じた者が生産緑地法施行規則第3条の規定に基づく農業に一定割合以上従事していた者であると思われます。

以上です。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、農業の主たる従事者として認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって認定することに決しました。

局長。

局長

令和4年度第6次農用地利用集積計画について、議案第8号を上程いたします。

議長

本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局

議案第8号につきましては、令和4年度第6次農用地利用集積計画についてでございます。

議案書は10ページです。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項において、市は農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めなければならない旨の規定がございます。

このことにより、市長から農用地利用集積計画を作成するため、農業委員会の決定をいただきたい旨の依頼がありました。

1は、旭町の畑1筆、1,295平方メートルに賃借権3年、2は、旭町の畑1筆、1,129平方メートルに賃借権3年、以上をそれぞれ新規に設定するものです。

事務局において、借手の経営状況等を確認調査した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしており、計画を承認することが適当であると思われます。

以上です。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、令和4年度第6次農用地利用集積計画として承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって承認することに決しました。

続いて、事務局より報告がございます。

局長

報告事項（1）農地法第3条許可書の交付についてでございます。

8月総会にて、買受適格者と判断され、買受適格証明書の発行を受けた者から、東京国税局より交付された売却決定通知書を添えて農地法第3条の許可申請がなされました。

8月総会にて会長専決とすることに全員一致で賛成を得ておりましたので、議案書11ページに記載のとおり、1件の許可書を交付いたしました。

報告事項（2）農地法第4条届出に係る受理通知書の交付について、議案書12から14ページに記載のとおり、9月中に13件の届出を受理いたしました。

報告事項（3）農地法第5条届出に係る受理通知書の交付について、議案書15ページから22ページに記載のとおり、9月中に29件の届出を受理いたしました。

以上、報告事項（2）から（3）の届出について、農業委員会事務局規程第7条第1項第1号の規定により、局長専決として受理書を交付いたしました。

報告事項（4）転用許可に伴う工事完了報告について、議案書23ページから24ページに記載のとおり、8件の報告書の提出がありました。

事務局で現地調査し、工事の完了を確認いたしましたので、千葉県知事宛てに送付いたします。

報告事項（5）農地の転用事実に関する照会について、議案書25ページに記載のとおり、4件を局長専決として回答いたしました。

た。

以上でございます。

議長

以上で、本日本日予定されました議案審議は終了いたします。(午後3時45分)

次に、事務連絡がございます。

事務局

\_\_\_\_\_ 事務連絡 \_\_\_\_\_

議長

次に、農委だより編集委員会委員長より連絡事項がございます。

農委だより委員長

\_\_\_\_\_ 連絡事項 \_\_\_\_\_

議長

以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

議長は、午後3時47分第11回農業委員会総会の閉会を宣言した。